



基本施策5-1-1 快適な都市機能の維持



現状と課題

本市の水洗化普及率は98%に達していますが、今後は、下水道施設の効率的・計画的な修繕及び更新を行う必要があります。そのため、下水道事業経営を適正に行い、下水道の安定した維持管理を行うことが求められます。

経済物流を支えている国道から中心市街地への通過交通が課題となっており、安全で快適な道路網の整備と改良が必要です。また、生活道路の適切な維持管理のため、計画的な整備と補修が必要となります。さらに、地域の活性化や防災機能の強化を図ため、広域的な視点にたった道路環境の整備が必要です。

市街化区域内では宅地開発などにより、良好な住宅市街地が形成されていますが、市街化調整区域では地域活力の低下が懸念されるため、秩序ある土地利用を誘導する必要があります

基本方針

下水道施設や道路施設など日常生活に密着する公共インフラについては、計画的かつ効率的に整備及び維持管理を行い、快適な都市機能の維持に努めます。

また、市域全体を見据えた中で、市街化調整区域では、優れた自然環境を保全しつつ、特別指定区域制度や地区計画制度の活用により、土地利用を誘導し、秩序あるまちづくりを計画的に進めます。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
都市機能が充実していると思う人の割合	65.2%	69.7%	68%

取り組み事項	内容	主な事業
①下水道事業の健全経営と維持管理を図る	<p>下水道事業の適正な運営及び施設の維持管理により安定した汚水処理を行います。</p> <p>また、使用料収入の安定、施設の維持管理コストの削減などにより、下水道事業の健全経営を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業
②道路などの整備と適切な維持管理に努める	<p>中心市街地への通過交通の回避と市街地間の一体性を高めるため、幹線道路などの計画的な整備の促進を図ります。</p> <p>生活道路及び老朽化する橋梁の状態を適切に把握し、早期補修など維持修繕を行います。</p> <p>観光振興や企業誘致など地域の活性化、災害時の避難道路の確保に向けて、山陽自動車道へのスマートインターチェンジ整備の実現に向け取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁整備事業 ・道路橋梁維持管理事業 ・道路台帳整備事業
③秩序ある都市空間を形成する	<p>土地利用の現況・地域特性などを考慮しつつ、幹線道路沿線など交通利便性の高い土地の活用や都市施設の整備を計画的に実施します。</p> <p>また、土地の実態を正確に把握し、土地の有効活用及び保全を図るために、地籍調査を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用規制等対策事業 ・都市計画基礎調査事業 ・地籍調査事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	公共下水道事業計画	—
	橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）	令和 7～令和 1 6
	第 2 次都市計画マスタープラン	平成 2 9～令和 1 8
	土地利用計画	令和 2～令和 1 1

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標 3 施策 1 魅力ある産業づくり



現状と課題

近年、台風や異常気象による豪雨などにより、全国各地で頻発している土砂災害、また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震など、自然災害から住宅を守るための備えがこれまで以上に必要とされています。

公園及び緑地については、景観に配慮しながら緑化に取り組みつつ、老朽化した遊具、施設の改修及び計画的な維持修繕が必要です。

公営住宅などについては、建物の老朽化及び入居者の高齢化が進んでいる中、入居者の安全性及び居住性の観点から、これらの課題に対応していく必要があります。

基本方針

地震などの自然災害から住宅を守るための予防対策を推進し、安心な住環境の保全に取り組みます。また、計画に基づき、公営住宅などの長寿命化、建替えに取り組みます。

また、公園及び緑地については、快適な利用空間を確保し、景観の質的向上及び施設の適正な維持管理に努めていきます。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
快適に暮らせる住環境が整っていると思う人の割合	57.8%	61.1%	61%

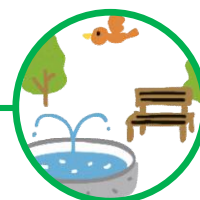
取り組み事項	内容	主な事業
①住環境の整備に努める	土砂災害などの防止及び被害軽減のための対策を県と連携して推進します。 また、一般住宅の地震に対する耐震化の促進について周知するとともに、支援を行います。	・住宅耐震化促進事業 ・住宅・建築物土砂災害対策支援事業
②公園、緑地の保全を図る	市民の憩いの場及び交流の場であり、災害時には避難場所にもなる公園及び緑地については、快適な利用空間の確保などに努めます。 また、公園管理については、定期的な点検パトロールにより、遊具など施設の状況を把握し、適正な維持管理を行います。	・公園施設維持管理事業
③公営住宅などの適切な管理に努める	公営住宅などについて、住宅需要に応じた適切な戸数管理を行うとともに、老朽化した住宅の計画的な長寿命化、建替えに取組みます。	・公営住宅維持管理事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	公営住宅等長寿命化計画	令和5～令和14
	公園長寿命化計画	令和4～令和13

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標1 施策2 子どもたちの成長応援



基本施策5-1-3 港湾と河川の保全



現状と課題

相生湾は、地方港湾として、昭和40年に開港場に指定されており、湾全域が地方港湾相生港の港湾区域で、その管理者は兵庫県となっています。

港湾に関する需要は、工業及び漁業のみならず防災機能、レクリエーションの場など多様化していることから、防災機能の強化及び海と触れ合う場の創出が求められています。

河川については、県と連携して、治水・利水対策に取り組んできましたが、都市化の進展により、自然の河川が有すべき保水・遊水機能が低下し、浸水被害が発生しやすい状況にあるため、良好な河川環境を保全していく必要があります。

基本方針

港湾については、自然災害に対する備えのため、管理・保全などを県に要請し、安全の確保を図ります。

河川については、計画的に改修を行いつつ、河川環境の保全を推進します。

めざそう値

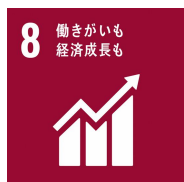
項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
港湾・河川が適正に管理されていると思う人の割合	52.7%	59.2%	59%

取り組み事項	内容	主な事業
①港湾の維持管理及び活用を図る	安全で快適な生活を確保するため、県と連携を図りながら、ポンプ場管理及び港湾管理により、安全の確保を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場管理事業 ・港湾管理事業 ・海岸美化対策事業
②河川の保全を図る	<p>安全で快適な生活を確保するため、県と連携して、浸水被害などの防災に配慮した護岸の改修及び適切な維持管理に取り組みます。</p> <p>また、地域住民と連携を図り、河川的环境保全に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等改修事業 ・河川愛護事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	—	—



基本施策5-2-1 農林水産業の持続的発展



現状と課題

本市では、大規模農家や集落営農組織など担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいますが、高齢化や後継者不足などにより、農業従事者数は減少傾向にあり、引き続き農地の集積・集約化を推進し、生産性の向上を図るとともに、収益性の高い作物を生産するなど農業所得の向上や農業経営の安定化に取り組む必要があります。

農地については、ほ場整備事業は完了しているものの、水路、農道などの土地改良施設が老朽化しているため、維持管理及び更新事業が必要となっています。

林業については、森林の整備・保全を図ることを目的とし、余暇利用、健康づくりなど、森林と環境、健康などの関わり合いを重視した新たな視点で、多面的な資源の活用を図る必要があります。

水産業については、牡蠣のブランド化の取り組みによって、相生ブランドとして定着してきました。しかし、ノロウイルスなど、食品の安全確保や異常気象による水質の変化に伴う漁獲高への影響などへの対応が求められています。

基本方針

農業では、持続的な発展や農業者の効率的かつ安定的な経営を支えるため、土地改良施設の適正な管理及び更新を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を推進します。また、地域農産物を活用した取組みを支援します。

林業では、森林の適正な管理を行いつつ、多機能資源としての機能向上を図ります。水産業では、漁場環境の保全と養殖産業を推進し、漁業経営の安定化を図ります。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
農林水産振興が十分に取組まれていると思う人の割合	27.7%	35.5%	40%

取り組み事項	内容	主な事業
①農業の振興を図る	担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農者などの農業経営の安定化に向けた支援を県など関係機関と連携し取り組みます。 鳥獣による農作物への被害防止に努めます。 農業水利施設など土地改良施設の維持管理及び更新に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・夢ある農村づくり推進事業 ・農業振興等奨励事業 ・有害鳥獣対策事業 ・土地改良事業
②森林整備及び保全を図る	森林環境譲与税などを活用し、適正な森林の整備及び保全を図ります。 森林と親しむ施設の適正な管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・林業振興事業 ・羅漢の里管理事業 ・林道維持修繕事業
③水産業の振興を図る	漁場の環境を保全し、牡蠣などの養殖産業を育成することにより、水産業の経営安定化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業振興事業 ・水産物市場管理事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	農業振興地域整備計画	平成27～
	鳥獣被害防止計画	令和7～令和9
	森林整備計画	令和6～令和15

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標3 施策2 農水産業の活性化